一五四―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　123　二五
一六三　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　123　三一
一六四―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　123　三二
一六七―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　三
一七〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　四
一七一―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　五
一七四　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　七
一七五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　140　一八

○財務省、農林水産省

一〇　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　一
一一　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する件　二七　137　一一

○財務省、農林水産省、経済産業省

四　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の全部を改正する告示　三〇　141　九〇
五　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件　三〇　141　九四

○国　税　庁

二六　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件　一三　二
二七　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三〇　141　九五

○文部科学省

七二　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件　六　一
七三―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件　六　五
九〇―地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件　六　八
九六　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一三　125　一
九七　専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修を定める件の一部を改正する告示　二〇　131　一〇
九八　専修学校設置基準第十二条第一項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件の一部を改正する件　二〇　131　一〇
九九　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者等を廃止する件　二一　132　一五
一〇〇　文化財を登録有形文化財に登録する件　二九　140　二二
一〇一　登録有形文化財の登録を抹消する件　二九　140　二四

○文　化　庁

一〇二―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　二七　137　一一

○厚生労働省

一九四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　三　二
一九五　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　七　121　六
一九六　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　七　121　六
一九七　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件　九　二